

**不法投棄は
犯罪です！**

**警察、市役所に
通報しました！**

**ごみを捨てた人は
至急回収して
ください！**



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反により、5年以下の懲役もしくは1千万円(法人には3億円)以下の罰金又はその両方に処せられます。